

裁判所へお金を予納される方へ

裁判所へお金を振り込む方法として、
電子納付を利用する方法と金融機関窓口で振り込む方法
があります。

インターネッ
トバンキング
を利用できる

いいえ

ATMから入金
できる

いいえ

はい

はい

裏面へ

簡単 3ステップ

電子納付の利用が便利です!!

STEP 01 } 電子納付の利用者登録
「電子納付利用者登録申請書」を裁判所会計課へ提出（郵送・FAX可）

STEP 02 } 電子納付用の「保管金提出書」を受け取る

STEP 03 } Pay-easy（ペイジー）対応のインターネットバンキング又はATM
を利用して振込む
振込時に、保管金提出書記載の「収納機関番号」「納付番号」「確認番号」を入力
します。



インターネットバ
ンキングなら、い
つでもどこでも振
り込める！



金融機関の窓口に並
ばなくても、ATM
から納付できる！

申請書書式のダウンロードはこちらから→



当庁ホームページ

金融機関窓口で振り込む方法

担当書記官から「保管金提出書」と「振込依頼書（兼入金伝票）」を受け取る

「振込依頼書（兼入金伝票）」に記入
 ・ [ご依頼日] [ご依頼人] [金額] 欄に記入します。

金融機関に「振込依頼書（兼入金伝票）」を持参し、窓口で振込む
 ・ 取扱店領収印が押された裁判所提出用、依頼人保管用の用紙を受け取ります。
 ※窓口営業時間での取り扱いとなります。
 ※手数料がかかります。
 ※ゆうちょ銀行では本用紙は利用できないため、ゆうちょ銀行の振込用紙に転記してご利用ください。また、本用紙の2枚目「保管金受入手続添付書（裁判所提出用）」に取扱店領収印をもらってください。

「保管金提出書」の※欄に記入
 ・ 還付金の振込先金融機関の支店名の記載もれに注意
 ・ ゆうちょ銀行の場合は口座番号欄に記号番号を記入

- ◎ 注意
- ※の箇所は、提出者が記入してください。
 - 「還付金の振込先等」欄に所要の事項を記載した場合は、保管金の残額はその口座に振込む方法により払戻します。
 - 振込先金融機関名は、本・支店名まで記載してください。
 - 電子納付を利用しない提出者は、この書面「提出書」に現金又は受入手続添付書を添え、会計担当者（出入庫出外現金出納官更）に提出してください。
 - 保管金を提出した場合には、保管金受領証書を発行しますから必ず受け取ってください。

以下の欄に収納機関番号、納付番号、確認番号が印字されている場合は、従来の納付方法に加えPay-easy（ペイジー）対応のATM、インターネットバンキング等を利用して保管金の電子納付をすることができます。

登録コード		
収納機関番号	納付番号	確認番号

「保管金提出書」と「保管金受入手続添付書（裁判所提出用）」を会計課経理係へ提出
 ※窓口持参又は郵送

〒860-0001 熊本市中央区千葉城町3-31
 熊本家庭裁判所会計課経理係
 TEL 096-206-4992 FAX 096-324-3410

保管金の電子納付を利用してみませんか？

電子納付 6つのメリット

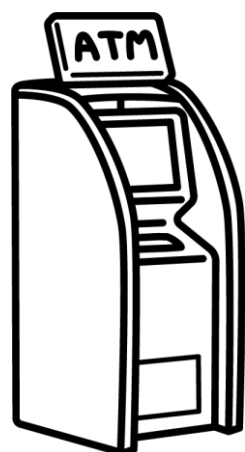
家裁でも利用できます!!

※郵便料を除く

インターネット
バンキングの場合
原則24時間365日
事務所等から納付可能

ATMから納付可能

手数料が原則不要
(金融機関により手数料が
掛かる場合有)



保管金提出書の提出不要

全国の裁判所で利用可能

残金は登録口座に手続き
不要で還付



登録方法

「電子納付利用者登録申請書」を裁判所会計課へ提出
(郵送・FAX可)

申請書書式のダウンロードはこちらから→



当庁ホームページ

金融機関窓口で振り込む場合...

担当書記官から「保管金提出書」「振込依頼書（兼入金伝票）」を受け取る



「保管金提出書」と「振込依頼書（兼入金伝票）」への記入

案件ごとに記入するのは大変...

記入内容に不備があると訂正が大変...



金融機関に振込依頼書を持ち込み、窓口で振り込む

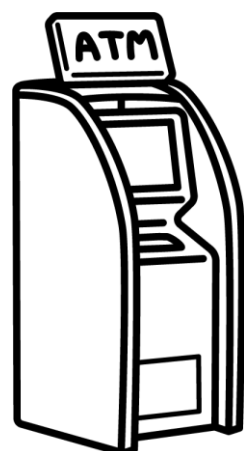
金融機関の窓口は時間も限られるし、待たされる...



「保管金提出書」と「保管金受入手続添付書（裁判所提出用）」を裁判所へ提出



一度登録すれば、ずっと簡単。



担当書記官から電子納付用の「保管金提出書」を受け取る（FAX可）



Pay-easy（ペイジー）対応のインターネットバンキングやATMで振り込む